

○神戸女学院大学学生寮規程施行細則

1996年10月7日
部長会制定

(目的)

第1条 この細則は、神戸女学院大学学生寮規程の施行上必要な事項について定めるものとする。

(居室)

第2条 寮生の居室割当は、舎監と寮長が協議して行う。

2 部屋替えは、年1回行う。

3 複数の居室単位で班を構成し、各班に班長及び副班長各1名を置く。

(食事)

第3条 食事は自炊とする。

(礼拝)

第4条 授業開講の水曜日は、全寮礼拝(夕拝)を行う。寮生は、これに出席するものとする。

(入寮費及び寮費)

第5条 入寮を許可された者は、別表第1—1に定める入寮費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 寮費は、別表第1—1に定める年額の2分の1の額を、前期及び後期ごとに所定の期日までに納入しなければならない。特別外国人留学生の寮費については別表第1—2に定める。

3 前項の寮費には、共用部分光熱費及び水道代を含めるものとする。

4 学生寮ピアノ練習室の使用を希望して許可された者は、別表第1—1に定める学生寮ピアノ練習室使用料を所定の期日までに納入しなければならない。

5 本学が規定する大学入学辞退の期日までに入寮辞退した者の、既に納入された入寮費及び寮費については、全額返還する。

6 前項に定める場合を除き、一旦納入した寮費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(その他の費用)

第6条 各居室の専用部分光熱費、電話料金及びテレビ受信料は、所定の手続きにより実費を支払うものとする。

(門限)

第7条 門限は、午後11時とする。

(外出)

第8条 外出中は神戸女学院大学生としての品位を保ち、責任ある行動をとる。

2 外出中急病その他やむを得ない事故等のために、帰寮時間に遅れる場合は、直ちに舎監にその旨を届け出る。

3 前項の事由により当日の帰寮が不可能になった場合は、直ちにその旨を第一保証人又はこれに代わる責任者から直接舎監に届け出る。

(外泊)

第9条 外泊又は帰省するときは、所定の手続きを行う。

(鍵の取扱い)

第10条 居住のため貸与される鍵は、各自が責任をもって管理し、退寮時は舎監に返還する。

2 鍵を紛失した場合は、弁償するものとする。

(駐輪場の使用)

第11条 自転車を使用する者は、毎年度舎監に届け出をし、学生寮専用駐輪場に駐輪するものとする。

(清掃)

第12条 寮生は、居室、共用部分等寮内外の清掃及び美化に協力する。

(防火)

第13条 寮生は火気に注意し、火災の予防に万全を期さなければならない。

2 火災発生の際には、適切な処置をとらなければならない。

3 年1回実施する消火避難訓練に出席するものとする。

(禁酒・禁煙)

第14条 寮内では飲酒及び喫煙を禁ずる。

(病気)

第15条 病気、傷害及びその他事故が発生した場合は、直ちに舎監に届け出る。

(来訪者の面会)

第16条 来訪者が寮生と面会する場合は、他の寮生の迷惑にならぬよう所定の時間内に行う。

2 男子来訪者の面会は、所定の場所で行う。

(来訪者の宿泊)

第17条 女子来訪者の宿泊を必要とする場合は、予め所定の手続きにより舎監に届け出て許可を得なければならない。

2 女子来訪者の宿泊料金は、別表第2のとおりとする。

3 第1項に定めるものを除き、来訪者の宿泊は認めない。

(電話)

第18条 電話は、各居室の個人契約とする。

2 寮事務所の電話は、執務時間内に限り伝言のみを取り次ぐ。

(弁償)

第19条 寮生が故意又は重大な過失により建物、設備及び備品等を破損又は滅失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(盗難)

第20条 寮生は、盗難に注意し、盗難が発生した場合は直ちに舎監に報告する。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、学生主事会の議を経て部長会が行う。

附 則

1 この細則は、1997年4月1日から施行する。

2 寄宿舍規則細則(1948年4月1日寄宿舍委員会制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、1999年4月1日から施行する。(1999年1月25日改正)

附 則

この細則は、2003年4月1日から施行する。(2003年3月10日改正)

附 則

この細則は、2009年4月20日から施行する。(2009年4月20日改正)

附 則

この細則は、2010年4月1日から施行する。(2009年10月26日改正)

附 則

この細則は、2017年4月1日から施行する。(2016年11月14日改正)

別表第1—1(第5条第2項関係)

区分	金額
寮費(年額)	540,000円
入寮費(入寮時)	100,000円
学生寮ピアノ練習室使用料(年額:使用を許可された者)	30,000円

別表第1—2(第5条第2項関係)

区分	金額
寮費(月額)	25,000円
入寮費(入寮時)	0円

別表第2(第17条第2項関係)

女子来訪者宿泊料金(1泊)	1,500円
---------------	--------